

保育所及び家庭的保育事業等の利用における調整のための基準

（保育所等利用調整基準）

（1）基本点数表

内容	保育理由	点数	
①就労	外勤	160時間以上	100
		140時間以上	90
		120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
	自営・農業 （事業主又は家計の主宰者）	160時間以上	100
		140時間以上	90
		120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
	自営・農業（協力者）	120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
60時間以上		50	
内職		40	
②妊娠・出産	妊娠・出産	80	
③保護者の疾病・障害	入院	おおむね1か月以上にわたる入院	100
	疾病	入院に相当する治療や安静を要する 自宅療養で1か月以上にわたる病臥 週3日以上通院加療を要する場合 及び精神疾患	100
		上記以外で1か月以上にわたり継続的な 通院加療が必要と認められる場合	80
			60
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、要介護4・5	100
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、要介護3	80
身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C、要介護1・2		60	
④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護	介護・看護	介護・看護が必要な人が入院・通院等	80
		介護・看護が必要な人が身体障害者手帳1・2級、 精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、 要介護4・5	100
		看護が必要な人が身体障害者手帳3・4級、 療育手帳B、要介護3	80
		介護・看護が必要な人が身体障害者手帳5・6級、 精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C、 要介護1・2	60
⑤災害復旧	災害復旧	100	
⑥求職活動	求職活動	20	
⑦就学	就学（就労を目的とする） ※ ただし、他に就労している場合、就 労時間を就学時間に加算した時間	160時間以上	100
		140時間以上	90
		120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
⑧虐待やDVのおそれがあること	虐待・DV	200	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもが いて継続利用が必要であること	育児休業	20	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	その他	200	

(2) 調整指数表

保育理由		点数
3人以上の入所	4項目について、最も点数の高い1項目のみを優先要件として加算する	9
育休・産休明けの復職		8
きょうだい同時申込み きょうだい同時入所中		7
生活保護世帯		6
ひとり親世帯		100
母（父）が市内保育所において月120時間以上保育に従事しているもの		50
母（父）が市内保育所で120時間未満及び市外保育所、認定こども園、幼稚園において保育に従事しているもの		20
同居の祖父母（65歳未満）の保育を必要とする事由を証明する書類の提出が無い世帯		-15
保育料等滞納者		-39
その他		100

(3) 同一点数時の順位表（基本点数と調整点数の合計が同一の場合）

優先順位	内容
1	両親ともに不存在又ひとり親世帯
2	父又は母の基本点数うち、いずれか低い方の点数を比較し、その点数が高い方
3	きょうだいが保育所等に在園している
4	父又は母の基本点数うち、いずれか低い方の点数の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧 > 疾病・障害 > 就労（自営・農業・内職を除く） > 自営 > 農業 > 就学 > 妊娠・出産 > 親族の介護 > 内職 > 求職活動 > 育児休業
5	父又は母の基本点数うち、いずれか低い方の点数の「1か月当たりの労働・休憩時間数」の長い世帯
6	父又は母の基本点数うち、いずれか高い方の点数の事由項目を次の順位で優先する 災害復旧 > 疾病・障害 > 就労（自営・農業・内職を除く） > 自営 > 農業 > 就学 > 妊娠・出産 > 親族の介護 > 内職 > 求職活動 > 育児休業
7	父又は母の基本点数うち、いずれか高い方の点数の「1か月当たりの労働・休憩時間数」の長い世帯
8	校区内に居住している世帯

（備考）

* 父母が複数の要件に該当する場合には、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。

* ①の就労の労働時間数には休憩時間を含むものとする。

「勤務証明書」の「1か月当たりの労働・休憩時間」をみるものとする。

* ※印の点数は、当該子ども・世帯の状況に応じ、別途判断する。